広域入所に関するＱ＆Ａ

Q1　南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所を利用できますか？

A　できる場合があります。

南丹市内の保育所を利用できるのは、原則、南丹市に居住し住民登録されているこどもです。
そのため、申込時には他市町村に住民登録されていても、利用までに転入予定の場合は申込みを受付します。
南丹市へ転入せず、現在お住まいの市町村に住民登録したまま、南丹市内の保育所等の利用を希望する場合は、住民登録をしている市町村の保育担当窓口へお問い合わせください。

Q2　南丹市に住民登録があるのですが、南丹市外の保育所の利用を考えています。その際に必要な手続きはありますか？

A　まずは幼児教育・保育推進課にご相談ください。

利用を希望する施設がある市町村によっては広域入所を受け入れていない自治体もあります。申込は住民登録がある市町村でしていただくため、南丹市に住民登録がある場合は南丹市に申込書を提出していただくことになりますが、事前に利用を希望する施設がある自治体に広域入所が可能かどうか確認をされることをおすすめします。